

城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の
一部を変更する覚書

城里町（以下「甲」という。）と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）とは、平成29年1月24日付けで締結した城里町立旧七会中学校の跡地利用整備に関する協定書を補足する覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

（本文の変更）

第1条 原覚書第2条第2項の次に次の1項を加える。

3 グラウンドを管理する業者は、甲乙協議の上、双方が合意した業者と甲が契約を締結するものとする。合意した場合、乙は甲に対して合意書を提出するものとする。

第2条 原覚書第3条中「甲に毎年500万円（税込）」を「甲又は甲が指定する指定管理者に毎年800万円（税込）」に変更する。

第3条 原覚書第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（広告の掲載）

第6条 乙は、選手の練習着等に、城里町公共施設「ホロルの湯」と「ふれあいの里」の広告を掲載するものとする。広告の内容及び掲載方法については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の年間広告料は、600万円相当とするものとする。

この覚書を締結する証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月9日

甲 東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

城里町長

上 遠野 修

乙 水戸市笠原町136番地1号

株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック

代表取締役社長

湯田 邦敏

